

奈良県道路整備基本計画（原案）に対する意見募集結果について

【パブリックコメント】

意見照会期間：平成26年4月14日（金）～5月11日（金）
意見提出数：2件（1名）

○骨格幹線道路ネットワーク実現のための事業展開 1件 1名

基本計画に対する意見の概要	意見に対する県の考え方
<p>・骨格幹線道路ネットワーク以外の路線においても、必要性や整備方針の拵がっている多くの生活的道路について、具体的な整備箇所を示すべき。 また、できる限り完了宣言に取り組むべき。</p>	<p>「奈良県道路の整備に関する条例」（平成25年4月施行）において、県は、「<u>県管理道路の総合的かつ計画的な整備を図るための施策についての基本的な計画</u>」を策定するものとされており、<u>道路整備基本計画はこれを根拠に、今後5箇年の道路の方向性を示す計画として策定するものです。（P.2参照）</u></p> <p>県土の骨格を形成すべき特に重要な路線網である「骨格幹線道路ネットワーク」以外の路線については、目的志向を明確にした道路整備の方針をお示ししています。</p> <p>具体的な整備箇所については、この基本計画に基づき検討を重ね、事業評価をした上で、別途公表していくものと考えています。</p> <p>また、完了宣言につきましては、<u>供用時期についての一見通しが得られた箇所については、京奈和自動車道の関連事業に留まらず、より積極的に完了宣言を行うことと</u>しています。（P.31参照）</p>

○道路ストックの有効活用と効率的な整備 1件 1名

意見の概要	意見に対する県の考え方
<p>・既存有料道路の料金引下げによるアクセス改善施策についても言及すべき。</p>	<p>高速道路等の料金については、平成25年12月に国土交通省より、「<u>新たな高速道路料金に関する基本方針</u>」が出され、ネットワーク化が進みつつある高速道路がより一層有効利用されるようシームレスな料金体系の構築を目指す取組がされています。</p> <p>県としても、既存の自動車専用道等の効果的な活用が課題であると考えており、<u>高速道路の整備の進展を踏まえ、短距離利用を促すための対距離料金制の導入など、高速道路ネットワークの最適利用を促す料金のあり方について、引き続き、関係機関への働きかけを行うものと考えています。（P.21参照）</u></p> <p>なお、個別課題については、別途検討しているところです。</p>